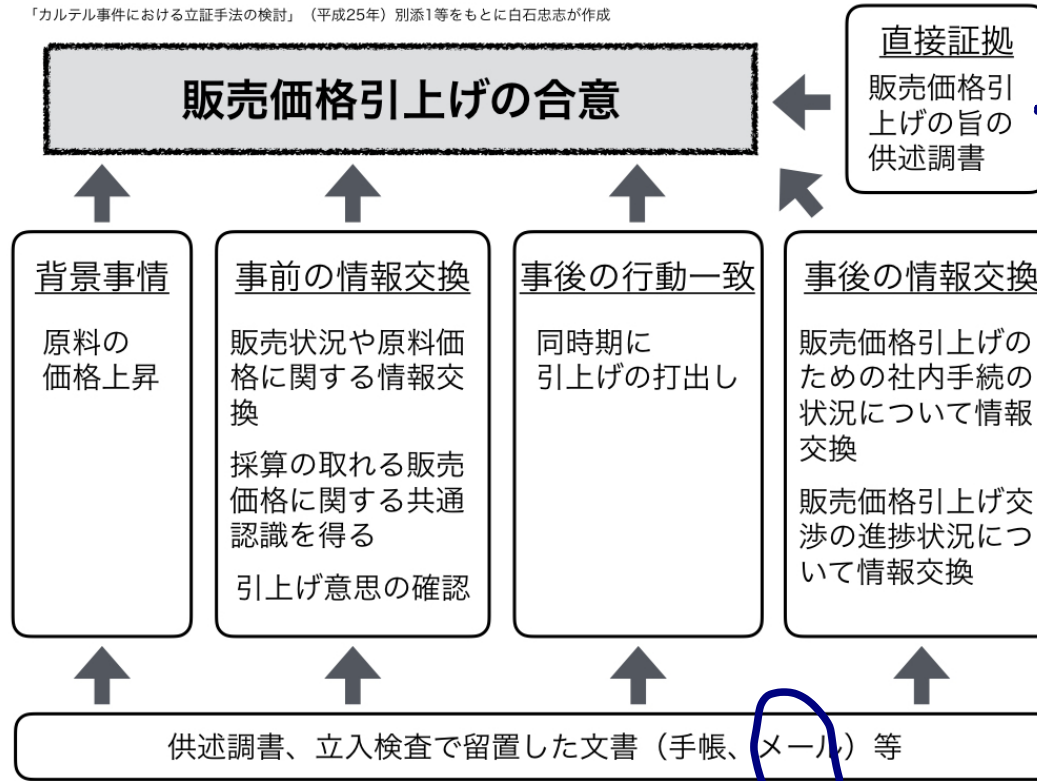


2 条 6 項

3 条

排 7 条

課 7 条 a 2



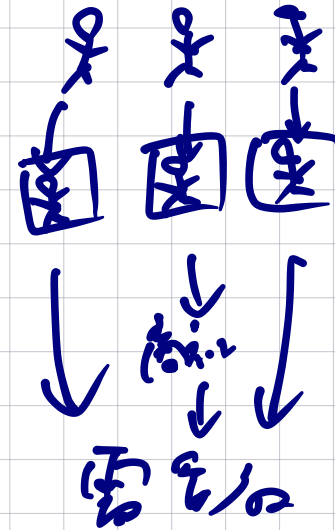
減価率

ファイルボックス

本件当初値上げの前後の事情をみると、前記認定の事実関係によれば、次のとおりである。

- ① 10社は、とうもろこしのシカゴ相場の高騰を背景に、平成22年10月、同年11月及び同年12月の糖化委員会において、本件各製品の販売価格を年明けから1キログラム当たり10円引き上げること等に関する情報交換や、当該値上げのための日経対策に関する協議を行った。
- ② 同年11月の糖化委員会での協議結果を踏まえて日経記者との懇談会が行われ、同年12月22日付けの日経新聞に、王子コーンスターチほか2社が糖化製品の販売価格を1キログラム当たり10円値上げする旨の記事が掲載された。
- ③ 10社ではそれぞれ、平成23年1月下旬までには、糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げる旨を決定し、平成23年1月から同年2月にかけて、その旨を需要者や商社に申し入れた。
- ④ 同年1月以降の糖化委員会において、出席者の間で、本件各製品の販売価格引き上げの交渉の進捗状況について情報交換が行われた。
- ⑤ 糖化委員会の場以外でも、10社の間では、個別の需要者に対する販売価格引き上げの交渉の時期、販売価格引き上げ幅及び交渉の進捗状況等について、他の入れ合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

33



他方で、被審人における本件当初値上げが9社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると、遅くとも平成22年12月の糖化委員会が開催された同月28日までには、10社は相互に、本件各製品の販売価格を1キログラム当たり10円引き上げること認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思を有していたものであり、もって上記「意思の連絡」に当たる本件各当初合意が存在したものと認められる（なお、本件各当初合意の対象に純果糖も含まれることについては、後述する。）。

A

B

C

D

公團
四國支社

公團
中國支社-2